

2

介護保険サービス（●お問い合わせ：介護保険課）

2-1 介護保険サービスの利用方法

- ① 介護保険サービス（以下「サービス」）を利用するときは、市に申請し「介護が必要」という認定を受けていただく必要があります。この認定を要介護（要支援）認定といいます。

申請は家族など代理の方でも行うことができます。「申請書」に必要事項を記入し、介護保険の「保険証」を添えて提出してください。

- 申請受付窓口 介護保険課（Tel：229-3271）・各総合支所市民福祉課（市民課）及び出張所（アストプラザ、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口は除きます）

- ② 申請を行うと、どのくらいの介護が必要かを決定するために、認定調査を行い、その調査票と主治医の意見書を基に審査判定を行います。

介護が必要な度合いに応じて「要支援1、2」「要介護1～5」の7段階に分かれます。また、介護が必要と認められない場合は「非該当」となります。7段階の要介護状態区分で、利用できるサービスや、月々に介護保険で認められる利用限度の金額（表1）に違いがでてきます。介護度が重い方ほど利用できる金額も多くなります。

【表1】利用限度の金額

区分	利用限度額（月額）
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※1単位の単位は10円を基本とし、サービスの種類・地域ごとに国で定められています。

- ③ 認定を受けたら次はサービスをどのように受けていくか、計画をつくります。この計画を居宅サービス計画（ケアプラン）といいます。ケアプランは、原則介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成することになります。作成には利用者負担はありません。

施設に入所する人は、施設内でケアプランが作成されます。

- ※ ケアプランの作成は、ケアマネジャーのいる指定居宅介護支援事業者に依頼して行います。依頼を受けたケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞いた上で、適切な介護サービスが受けられるようサービスの種類や利用回数などを組んだケアプランを作成します。（要支援の方は、地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼して行います。）



令和6年4月から、介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

- ※ ケアプランを作成する事業者と、サービスを行う事業者は同じでなくてもかまいません。利用者がサービスを行う事業者を選んで下さい。

- **利用料** サービスの自己負担はかかった費用の1割から3割です。ただし、住宅改修と福祉用具の購入は、償還払い（事業者に費用全額をいったん支払い、後日、自己負担分を除いた保険給付額を市に請求する方法）のみを行っていましたが、従前の取扱いに加えて令和5年4月1日より、利用者が自己負担分の金額のみを事業者に支払い、残りは市から事業者を支払う「受領委任払い」を開始しています。

※ 住宅改修は事前に申請が必要です。着工前にケアマネジャーか市の介護保険担当にご相談ください。

※ 福祉用具の購入は、県の指定を受けた販売事業所から購入した福祉用具が保険給付の対象となります。指定を受けているかどうか、購入前にケアマネジャーか市の介護保険担当にご確認ください。

● **高額介護サービス費**

サービスの1か月の自己負担額が、一定の上限を超えた場合、超えた分を申請により支給します。なお、対象者には申請書を送付します。

● **高額医療合算介護サービス費**

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の上限を超えた場合、超えた分を申請により支給します。なお、対象者には申請書を送付します。

2-2 居宅（在宅）サービス（介護保険）

「居宅（在宅）サービス」は、要介護状態区分や家族、住宅の現況等に応じたサービスを選択して利用します。

■ 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパーなど）が訪問し、食事、入浴、排せつの介助や生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師や保健師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、療養の世話、診療の補助などを行います。

■ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや日常動作訓練、レクリエーションなどを行います。

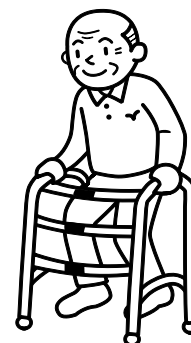
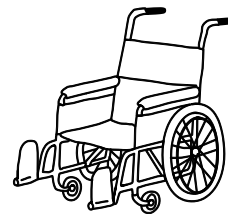
■ 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所などで、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどを行います。

■ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を借りることができます。対象となる福祉用具は、次の13種類です。

- ① 車いす
- ② クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ マットレス、サイドレール等一定の特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ（じょく瘡）防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり（取り付けに際し、工事が伴わないもの）
- ⑧ スロープ（取り付けに際し、工事が伴わないもの）
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置（要介護4・5の人のみ）



令和6年4月から、⑧のうち固定用スロープ、⑨のうち歩行器（歩行車を除く）、⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖については貸与、または購入を選択できます。

※ 要支援1・2及び要介護1の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）は、原則として保険給付の対象となりません。

※ 自動排泄処理装置は、要支援1・2及び要介護1から3の人には、原則として保険給付の対象となりません。

■ 短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話をします。

■ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理の下、医療上のケアを含む介護や機能訓練を行います。

2-3 地域密着型サービス（介護保険）

地域密着型サービスは、高齢者が認知症や中度・重度の要介護状態等になっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、提供されるサービスです。原則として、サービスを提供する事業所が所在する市町村に居住する被保険者だけが利用できます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報（連絡）などによって、介護福祉士等の訪問介護員等が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話をしたり、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

■ 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回や随時通報（連絡）などによって、介護福祉士等訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話をし、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するサービスです。要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

■ 地域密着型通所介護（デイサービス）

日帰りで施設に通い、利用者の生活機能の維持または向上を目指して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。定員18名以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。

■ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持を図るサービスです。要支援1・2の人、要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

■ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練等の多機能なサービスを提供します。

利用は登録制で「通い」を中心に、要支援1・2、要介護1から5の人が、その人の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けることができます。

なお、利用者は訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与を除いて、他の居宅サービスを受けることはできません。

● 小規模多機能型居宅介護施設の一覧

施設名	所在地	電話番号
小規模多機能ホームとのむら	殿村 1553 番地	237-3677
寿楽苑	芸濃町椋本 2782 番地 1	265-6464
小規模多機能ホームすずらんの家	安濃町戸島 1704 番地 1	253-0007
喜楽苑	一志町其倉 287 番地	293-3061
和楽苑	一志町其倉 287 番地	
白山小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	白山町川口 7778 番地	264-0100
美杉小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	美杉町八知 5540 番地 6	272-7000
第二美杉小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	美杉町下之川 5299 番地 1	276-7007

■ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の高齢者が共同で生活し、家庭的な雰囲気の中で、自立した日常生活を営めるように食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。要支援2・要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の一覧

グループホーム名	定員	所在地	電話番号
医療法人緑の風 グループホーム くつろぎの家	9	河芸町東千里 13 番地 2	245-6065
高齢者グループホームあじさいの家	9	高洲町 17 番 17 号	228-1117
高齢者グループホーム水仙の家	9	高洲町 33 番 6 号	227-1114
シルバータウン新町グループホーム	18	南丸之内 7 番 12 号	225-0131
グループホームレモンの里	9	神納 418 番地 1	229-8433
グループホームつくしんぼ一色	9	一色町 240 番地	228-0715
安東苑	18	安東町 2004 番地	246-8246
グループホームとのむら	18	殿村 1553 番地	237-3450
おもいやり介護の会 グループホームつくしんぼ	6	片田志袋町 300 番地 181	237-5301
グループホームコロナ	18	大里窪田町 1706 番地 26	231-7890
グループホームフルハウス	9	香良洲町 1990 番地	292-8545
グループホーム渚園	18	柳山津興 382 番地 4	227-7737
グループホームなのはな	18	柳山津興 3306 番地	221-5600
グループホーム潮風	9	阿漕町津興 214 番地 2	246-8800
グループホームたんぼぼ	18	津興 140 番地 6	223-6677
八幡園グループホーム	9	津興 2947 番地	213-7535
グループホームおたっしや長屋	9	野田 165 番地	239-1977
しおりの里グループホーム	18	野田 2033 番地 1	239-1318
地域総合ケアセンター認知症対応型グループホーム シルバーケア豊壽園	9	高茶屋小森町 4159 番地	235-5660
シルバータウン久居寿梨庵	18	久居明神町 1553 番地 10	254-0111
グループホーム萩の家	6	久居井戸山町 751 番地 1	259-2888
グループホームにのみの家	27	新家町 1488 番地	254-1616
グループホームひまわり	27	戸木町 4113 番地 11	254-0606
グループホームふるさと	9	戸木町 4113 番地 56	255-8828
グループホーム琴葉はつらつ	18	芸濃町椋本 5481 番地 2	266-1888
グループホームなごみ苑	9	豊が丘二丁目 4 番 5 号	230-7171
グループホーム青い鳥	9	豊が丘二丁目 38 番 6 号	230-2381
シルバータウンあのをグループホーム	18	安濃町田端上野 892 番地 1	268-5500
愛の家グループホーム一志	18	一志町井生 220 番地 1	293-0005
グループホーム白山	18	白山町南出 954 番地	262-5230

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めることを目指し、入浴・排せつ・食事などの介護、相談と援助、社会生活上の便宜を図るなど、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。定員29名以下の施設です。

要介護1から5の人がサービスを受けることができます。 参照→P.33

※ 新規入所は原則として要介護3以上の人です。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームや養護老人ホームなどの特定施設で、定員が29名以下の施設です。要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事などの介護や掃除、洗濯など日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

※ 令和7年4月1日現在、津市に該当施設はありません。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の心身機能の維持回復を目的として、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせて行うサービスです。

要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

● 看護小規模多機能型居宅介護施設の一覧

施設名	所在地	電話番号
ハーモニーハウス津・大園	大園町5番45号	253-1122
看護小規模多機能いちし	一志町日置44番地6	295-0055

2-4 その他のサービス（介護保険）

■ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、専門的な療養上の管理・指導を行います。

■ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入所している高齢者に、必要な介護サービスを提供するもので、定員が30名以上のものです。

■ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

保険の対象となる福祉用具は、次の6種類です。

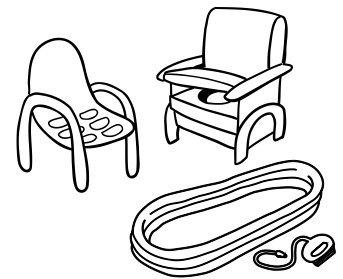
- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具

令和6年4月から、P17福祉用具貸与の対象用具のうち下記は、購入して利用することもできます。

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※ 県の指定を受けた販売事業所で購入してください。

- 支給限度額 年間10万円まで
- 支給額 支給限度額の9割から7割



■ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

保険の対象となる住宅改修は次の6種類です。

- ① 手すりの取付け
 - ② 段差の解消
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - ④ 引き戸等への扉の取替え
 - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
 - ⑥ その他これら①～⑤の各工事に付帯して必要な工事
- 支給限度額 原則として1住宅につき20万円まで
 - 支給額 支給限度額の9割から7割

2-5 介護予防・日常生活支援総合事業

問合せ先	介護保険課、地域包括ケア推進室、各地域包括支援センター 参照→P1.2
------	--

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みで、次の2つがあります。

■ 一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に介護予防活動の普及・啓発等を行います。 参照→P.8

■ サービス・活動事業

「訪問型サービス」と「通所型サービス」があり、従来の介護予防サービスのほかに津市独自の多様なサービスを提供します。

- **対象者** 要支援認定で要支援1・2と認定された人及び65歳以上の要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」の実施により「サービス事業対象者」に該当する人
- **利用方法**

介護保険課・各総合支所市民福祉課（市民課）・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所にご相談ください。地域包括支援センターがアセスメント（課題分析）を実施のうえ、利用できるサービスや利用限度額（表1）に応じたケアプランを作成します。

【表 1】 利用限度額

区分	利用限度額（月額）
事業対象者・要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

● サービス・活動事業の種類

① 訪問型サービス

基準	サービス名称	サービスの内容	提供者（例）
訪問介護相当	介護予防訪問型サービス	既存の訪問介護事業所による入浴や食事などの生活援助	訪問介護員
緩和した基準によるサービス	生活支援訪問サービス	生活援助のみ	一定の研修修了者による生活援助
住民主体によるサービス	地域ささえあい訪問支援	住民同士のささえあいによる生活支援	住民主体・ボランティア
3 か月程度の短期集中サービス（最長で6ヵ月程度）	短期集中専門サービス（訪問型）	運動器の機能向上や栄養改善等専門職によるリハビリ等の支援。改善の見込みのある方が対象。利用者負担あり（1回400円）	市内介護老人保健施設の保健・医療の専門職（実施していない施設もあります。）

● 津市指定事業者一覧（市内）（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者〔生活支援訪問サービス〕）

事業所名	住所	電話番号
ヘルパーステーションコーケン	寿町 11 番 28 号	226-8801
特定非営利活動法人 在宅支援サービス青空	半田 212 番地 1	221-2380
津中央ヘルパーステーション シルバーケア豊壽園	本町 26 番 13 号	221-2201
ヘルパーステーション 明神	久居明神町 1530 番地 69	254-3838
ヘルパーステーション あんじゅ	久居中町 134 番地 46	255-1950
ヘルパーステーション あおい	久居野村町 329 番地 25	253-0017
訪問介護事業所わが家	河芸町上野 3887 番地 1	271-6620
青松園指定介護予防訪問介護事業所	高洲町 15 番 43 号	228-2661
ヘルパーステーション心むすび	栗真町屋町 1741 番地 3 サニーライフ 栗真 A-103	233-2733
ヘルパーステーション ヌウキ	藤方 2255 番地 3	261-6625
ケアステーション 2416-にじいろ-	観音寺町 152 番地	225-5001
ヘルパーステーション 秋華	雲出本郷町 1621 番地 7	269-5138

② 通所型サービス

基準	サービス名称	サービスの内容	提供者（例）
通所介護相当	介護予防通所型サービス	既存の通所介護事業所による食事や入浴など基本的なサービスや個別機能訓練	通所介護事業所の従事者
緩和した基準によるサービス	生活支援通所サービス	運動・レクリエーション等	生活相談員・看護師等の配置義務なし
住民主体によるサービス	地域ささえあい通所支援	住民同士のささえあいによる体操や調理など自主的な通いの場	住民主体・ボランティア
3 か月程度の短期集中サービス（最長で6ヵ月程度）	短期集中専門サービス（通所型）	運動器の機能向上や栄養改善等専門職によるリハビリ等の支援。改善の見込みのある方が対象。利用者負担あり（1回350円）	市内介護老人保健施設の保健・医療の専門職（実施していない施設もあります。）

● 津市指定事業者一覧（市内）（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者〔生活支援通所サービス〕）

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設いこいの森	河芸町東千里3番地1	245-6777
憩いの汀 I	海岸町14番20号	227-4705
フェニックス健診クリニック	乙部5番3号	253-8731
デイサービスセンターつくしんぼ	一色町240番地	228-0715
あゆみ野デイサービスセンター	一身田大古曾1453番地3	232-6111
地域総合ケアセンター第2通所介護センター シルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町737番地	235-5512
特定非営利活動法人 在宅支援サービス青空	半田212番地1	221-2380
デイサービスセンター明神	久居明神町1530番地69	254-3838
en café	久居西鷹跡町478番地10	253-7960